第四条第七項の表を次のように改める。

投票区の選挙人の数 ＼ 区市町村	区		市		町村	
投票日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人未満	一三、四五五円	一四、一五五円	一一、三七三円	一二、〇七三円	一一、三七三円	一二、〇七三円
五百人以上千人未満	一五、六三三	一六、五〇八	一二、四一四	一三、一一四	一三、五五一	一四、四二六
千人以上二千人未満	一八、八五二	一九、九〇二	一七、八一一	一八、八六一	一七、九〇七	一九、一三二
二千人以上三千人未満	一九、八九三	二〇、九四三	一七、八一一	一八、八六一	二〇、〇八五	二一、四八五
三千人以上五千人未満	二〇、九三四	二一、九八四	一九、九八九	二一、一二四	二一、一二六	二二、五二六
五千人以上一万人未満	二三、一一二	二四、三三七	二六、五二三	二八、二七三	二七、六六〇	二九、五八五
一万人以上一万五千人未満	二九、六四六	三一、三九六	三三、〇五七	三五、三三二	三三、〇五七	三五、三三二
一万五千人以上二万人未満	三三、九〇六	三五、八三一	三八、四五四	四一、〇七九	三九、五九一	四二、三九一
二万人以上	三八、二六二	四〇、五三七	四二、八一〇	四五、七八五	四三、九四七	四七、〇九七

第四条第八項の表を次のように改める。

投票区の選挙人の数 ＼ 区市町村	区		市		町村	
投票日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人未満	八、七一二円	九、四一二円	八、七一二円	九、四一二円	八、七一二円	九、四一二円

第四条第九項第一号中「五万八千八百七十三円」を「五万八千三百七十八円」に改め、同項第二号中「六万千八百六十一円」を「六万千三百四十円」に改め、同条第十項第一号中「六万百三円」を「五万九千五百九十八円」に改め、同項第二号中「六万三千九十一円」を「六万二千五百六十円」に改め、同条第十二項中「千五十八円」を「千八十九円」に改め、同項ただし書中「二千百十六円」を「二千百七十八円」に、「千八百六十二円」を「千九百十七円」に、「千八百九円」を「千八百六十二円」に、「千四百六十円」を「千五百三円」に改め、同条第十三項の表を次のように改める。

選挙 ＼ 投票区の選挙人の数 ＼ 区市町村	区市			町村		
衆議院議員選挙	五百人未満	五百人以上千人未満	千人以上二千人未満	五百人未満	五百人以上千人未満	千人以上二千人未満
	一、七五五円	一、七五五	二、五九五	一、七五五円	一、七五五	二、五九五
参議院議員選挙	一、七五五円	一、七五五	二、五九五	一、七五五円	一、七五五	二、五九五

投票区の選挙人の数 ＼ 区市町村	区市				町村			
	二千人以上三千人未満	三千人以上五千人未満	五千人以上一万人未満	一万人以上一万五千人未満	二千人以上三千人未満	三千人以上五千人未満	五千人以上一万人未満	一万人以上一万五千人未満
衆議院議員選挙	三、五九五	三、〇一五	四、二七五	五、五三五	三、四三五	三、〇一五	四、六九五	五、五三五
参議院議員選挙	三、五九五	三、〇一五	四、二七五	五、五三五	三、四三五	三、〇一五	四、六九五	五、五三五

投票区の選挙人の数 ＼ 区市町村	区市				町村			
	一万五千人以上二万人未満	二万人以上	一万五千人以上二万人未満	二万人以上	一万五千人以上二万人未満	二万人以上	一万五千人以上二万人未満	二万人以上
衆議院議員選挙	六、三七五	七、二一五	六、七九五	七、六三五	六、三七五	七、二一五	六、七九五	七、六三五
参議院議員選挙	六、三七五	七、二一五	六、七九五	七、六三五	六、三七五	七、二一五	六、七九五	七、六三五

第四条の二第六項中「次条第六項」を「次条第七項」に改める。

第四条の三中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　市区町村の選挙管理委員会が自動車を期日前投票所の全部又は一部として使用した場合には、当該自動車の使用に要する費用として総務大臣が定める額を加算する。